

新型コロナウイルス感染防止対策

<保健室への報告項目について>

1. 対象者

発熱・かぜ症状(37.5℃以上)、新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者

2. メールまたは電話にて、保健室に報告

3. 項目 ※下記の中で当てはまるもの

- ① 現在の熱・症状
- ② 症状出現日
- ③ 受診の有無
- ④ 診断名・診断日
- ⑤ 受診した医療機関
- ⑥ 医師等の所見、今後の見通し、処方薬等
- ⑦ 症状出現日以降の本学の関係者との接触状況(授業等への出席状況を含む)
- ⑧ 1ヶ月以内の渡航歴の有無
- ⑨ 同居家族の体調等

4. 「体調チェック表」をカメラで写してメールに添付する。

<職場復帰の目安>

1. 発熱や風邪症状を認める者

◆職場復帰の目安は、次の 1) および 2) の両方の条件を満たすこと

- 1) 発症後に少なくとも **8 日が経過**している
- 2) **薬剤***を服用していない状態で、**解熱後および症状**消失後に少なくとも3日が経過**している

*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤

**咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など

—8日が経過している:発症日を 0 日として 8 日間のこと

—3日が経過している:解熱日・症状消失日を 0 日として 3 日間のこと

ヨーロッパ CDC の隔離解除基準の Mild suspected or confirmed COVID-19 cases(4/8)を参照した

◆**37.0～37.4℃の発熱がある場合も上記に準ずる。**

—職場で人ととの距離が2mとれ、換気が十分できる部屋で勤務ができる等、環境が整っている場合は、上司に報告して

下記の期間で復帰して良いか指示を受けること。

・解熱剤等の内服なしで症状が消失し2日経過した翌日から

※解熱日・症状消失日をゼロ日として数える

※解熱剤には、頭痛薬や生理痛の痛み止め(イブ、ロキソニン、バファリン 他)、総合感冒薬 など

解熱

効果のある成分が含まれるので対象となる。

- ◆受診して、診断名が明らかな場合(例:膀胱炎、扁桃炎等)は主治医の意見に従うこと。
- ◆保健室に相談する際は、**体調報告項目及び「体調チェック表」用紙をカメラで撮って添付すること。**

2. 感染した職員

- ◆職場復帰の目安は、次の 1)および 2)の両方の条件を満たすこと

- 1) 発症後に少なくとも **10 日が経過**している
- 2) **薬剤***を服用していない状態で、**解熱後および症状**消失後に少なくとも 72 時間が経過**している

*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 **咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など

- ◆症状が中等度以上だった場合や入院していた場合は、体力の低下などが懸念されるので、主治医と相談のうえ職場復帰を行うこと。
- ◆**復帰後、初日の出勤時は、保健室で体調を確認してから、勤務場所に向かうこと。**復帰後1週間程度は、毎日の健康観察、マスクの着用、他人との距離 2m程度に保つなどの感染予防対策を徹底し、体調不良を認める際には出社はしないこと。

3. 濃厚接触者と判断された職員

- ◆「患者(確定例)」の感染可能期間の**最終曝露日から 14 日間**の健康観察と出勤停止
- ◆**復帰後、初日の出勤時は、保健室で体調を確認してから、勤務場所に向かうこと。**

(引用・参考)「職域のための 新型コロナウイルス感染症対策ガイド 第3版」 一般社団法人 日本渡航医学会 公益社団法人 日本産業衛生学会 作成日:2020年8月11日